

前橋市個人情報保護条例の改正について（議案第24号）

情報政策課

1 改正の理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定を用いて定義している公務員等について、国家公務員法等の規定を用いて定義する。
- (2) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定を用いて定義している独立行政法人等について、個人情報の保護に関する法律の規定を用いて定義する。

3 施行期日

令和4年4月1日